

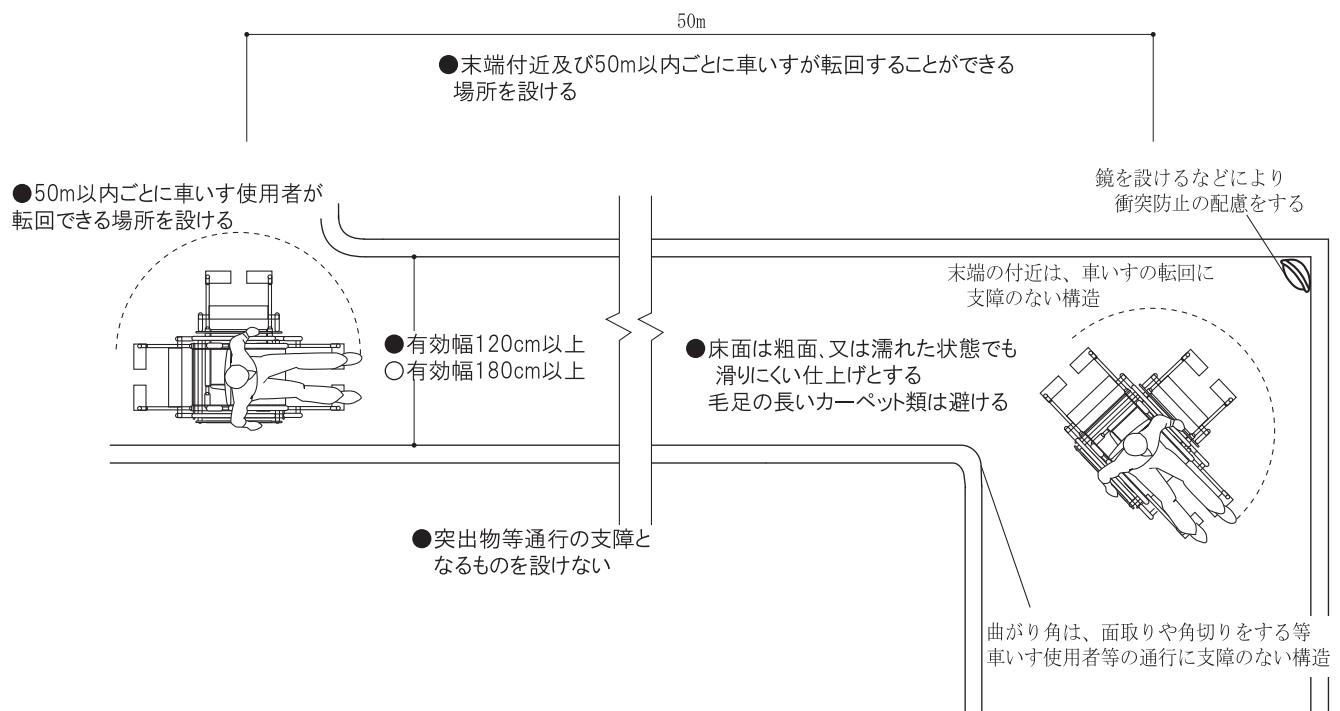
廊下等

基本的な考え方

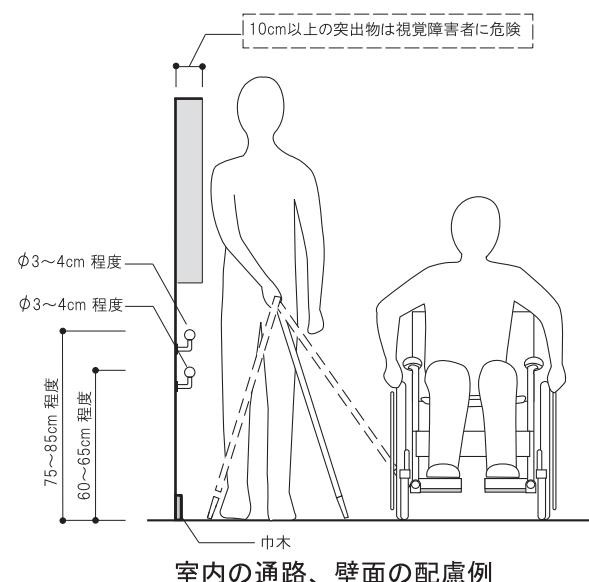
- 利用者の通行に支障がないよう十分な空間を確保する。
- 利用者の事故に通じるような不用意な突出物を設けない。
- 手すりを設ける場合は、施設の用途により設置が必要な箇所を十分考慮する。また、将来手すりの設置が必要と思われる箇所には、いつでも容易に設置できるように壁下地を補強しておく。

4

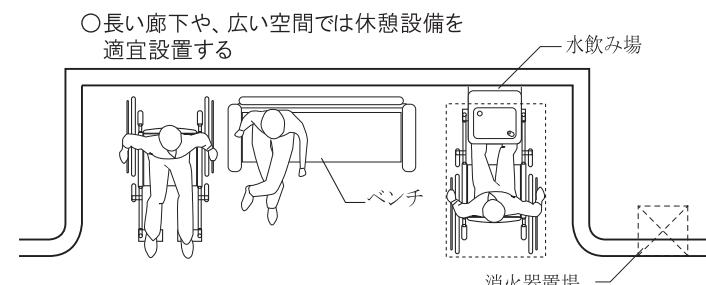
	●整備基準	○望ましい基準	解説
(1)利用者の用に供する廊下等	利用者の用に供する廊下その他これに類するもの(共同住宅又は寄宿舎にあっては、共用のものに限る。以下「廊下等」という。)は、次に定める基準に適合するものとすること。		
(一)表面の仕上げ	表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。		<ul style="list-style-type: none"> 床面は、雨滴等により濡れた状態でも滑りにくい仕上げとする。 毛足の長いカーペット類は避ける。
(二)戸の構造	戸を設ける場合においては、3(1)に定める基準に適合するものとすること。		
(三)段の構造	通行の際に支障となる段を設けないこと。ただし、構造上その他のやむを得ない理由で段を設ける場合においては、当該段の基準は、6に定める基準を準用すること。		
(四)点状ブロック等	段又は傾斜路(階段若しくは段に代わり、又はこれに併設するもの(その踊場を含む。)に限る。5及び15において同じ。)の上端に近接する廊下等の部分には点状ブロック等を敷設すること。ただし、次に掲げる部分については、この限りでない。 <ul style="list-style-type: none"> (イ)こう配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接する廊下等の部分 (ロ)高さが16cmを超えず、かつ、こう配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接する廊下等の部分 (ハ)主として自動車の駐車の用に供する施設に設けられる廊下等の部分 		
(五)突出物等	突出物等通行の支障となるものを設けないこと。ただし、視覚障害者の通行の安全上支障が生じないよう必要な措置を講じた場合においては、この限りでない。		<ul style="list-style-type: none"> ベンチ、自動販売機、消火栓ボックス等の設置について、通行の支障とならないよう、設置場所等を確保する。
(2)利用円滑化経路を構成する廊下	利用円滑化経路を構成する廊下等は、3(2)(二)並びに4(1)(一)、(二)、(四)及び(五)の規定によるほか次に定める基準に適合するものとすること。		<ul style="list-style-type: none"> 専ら高齢者、障害者が利用する建築物では、必要に応じて手すりを設ける。 手すりの端部等には、必要に応じて現在位置等を点字で表示する。 長い廊下や広い空間では、休憩場所等を適宜設置する。
(一)幅	幅は、1.2m以上とすること。	・幅は1.8m以上とする。	
(二)車いすの転回場所	廊下等の末端の付近及び区間50m以内ごとに車いすが転回することができる場所を設けること。		



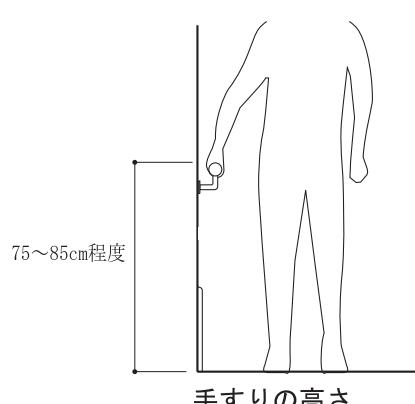
利用円滑化経路を構成する
廊下等の構造



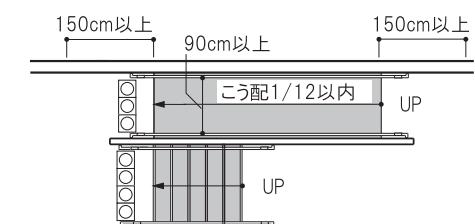
室内の通路、壁面の配慮例



休憩設備の例



手すりの高さ



階段と傾斜路の併設